

憲法第96条の憲法改正発議要件緩和に反対する意見書

2013年（平成25年）6月19日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木尉久

第1 意見の趣旨

憲法改正手続を定めた憲法第96条第1項の発議要件について、現行の「衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成」との要件を緩和することに強く反対する。

第2 意見の理由

1 憲法第96条を改正しようとする最近の動き

自民党は2012年4月27日、日本国憲法改正草案を発表した。これは、現行の日本国憲法における国家と国民との関係を根本的に改変し、基本的人権の保障に関するもその基本的考え方を変更を加えることを内容とするものである。

また、この草案は、憲法改正の手続要件について、現行の憲法第96条を改訂し、現行憲法では各議院の総議員の3分の2以上の多数の賛成がなければ憲法改正の発議ができないとしている要件を、両議院のそれぞれの総議員の過半数で議決できるとするなど著しく緩和している。

そして、安倍晋三内閣総理大臣をはじめ政府関係者、自民党幹部及び一部の野党の幹部から、他の憲法の条文の改正よりも、憲法改正の手続要件を定めた第96条の改正だけを先行して行うべきであるとする発

言が相次いでなされている。

2 憲法改正発議要件緩和は立憲主義を後退させる

フランス革命時に採択されたフランス人権宣言が、その第16条において、「人権の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法を有するものではない。」としていることからも明らかなどおり、人権保障を目的に権力分立によって国家権力を制限しようとする原理（立憲主義）は、人類の多年にわたる努力の成果であって、全世界で時代を超えて認められる普遍的な原則である。

そして、日本国憲法は、いわゆる硬性憲法であって、その改正には通常の法律に比べ厳格な改正手続（憲法第96条）が要求されている。

このような憲法第96条による厳格な改正手続は、必然的に憲法に通常の法律に優る権威を付与することとなり、憲法の最高法規性を形式的側面から支え、憲法の定める人権保障に法律が適合するよう規律することを正当化するとともに、時の政権与党の恣意的動機による憲法改正を防止し、立憲主義を担保する意味合いがある。

人権は、過去幾多の試練に堪え、世代を超えて、侵すことのできない永久の権利として信託されたものであり、現在の国民のみならず将来の国民のためのものもあるから、現時点での議会ないしは選挙権を有する国民の多数決といった民主主義原理は、立憲主義とは緊張関係にある。だからこそ、憲法第96条は、単に有権者の過半数が賛成すれば国民投票で憲法改正できるとはせず、国民投票を行う前に各議院の総議員の三分の2以上の賛成による発議が必要であるとし、慎重を期したのである。

つまり、憲法第96条の規定の趣旨は、立憲主義を擁護するため、国家権力に縛りをかけ、憲法改正を容易にさせないという点にある。

したがって、憲法第96条による憲法改正発議の要件を緩和することは、立憲主義を後退させることになる。

3 日本の改正要件は諸外国と比較して厳格に過ぎるとはいえない

これに対して、憲法第96条の改正を主張する意見の中には、諸外国の憲法に比較して日本国憲法の改正要件が厳しすぎるとするものがあり、さらに、戦後一度も改正していないのは国民主権に反するとまで主張するものもある。

しかし、日本だけでなく世界の大多数の国の憲法は硬性憲法である。たとえば、アメリカ合衆国は憲法改正に連邦議会の3分の2以上の議決と4分の3以上の州による承認が必要とされており、日本の発議要件よりは厳しい要件となっているが、戦後6回の改正をしている。戦後58回の改正をしているドイツも連邦議会と連邦参議院のそれぞれの3分の2の賛成ではじめて改正ができる改憲手続制度を持つ。

このように厳格な改正規定を持つ欧米の先進国が多数回の改正をしてきた理由は、日本国憲法と違い、憲法の条文の中に、日本では法律で定めている事項を規定しているからである。また、ヨーロッパの場合はEU統合に合わせて各国の改正が必要だったという事情がある。

つまり、そもそも、日本国憲法における改正要件は諸外国と比べて厳格に過ぎるというものではないし、また、諸外国の例をみても改正要件が厳しくとも必要とあれば現実に改正は可能なのであるから硬性憲法が国民主権をないがしろにするとはいえない。

日本で戦後憲法改正が行われなかつたのは、各議院の総議員の3分の2が支持をするに至るほど国民が必要とし支持する改正案が提示されてこなかつたからにすぎない。

4 結論

以上のとおりであるから、当会は、憲法第96条の憲法改正発議要件を緩和することに強く反対するものである。

以 上